



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年1月24日（金） 第10267号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	2
告 示	
○知事指定薬物の指定（薬務課）	6
○保安林予定森林（森林保全課）	6
公 告	
○建設業法第29条の5第1項の規定による公告（建設企画課）	7
○道路の指定（建築課）	7
○道路位置の指定（同）	8
○指定確認検査機関の確認検査の業務の一部休止に係る公示（同）	8
警察本部告示	
○群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則の一部を改正する告示（会計課）	9
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	9

規則

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二号

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県屋外広告物条例施行規則（昭和四十四年群馬県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十八条第一項」を「第十七条第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第二十五条第一項に規定する大規模な広告物等の安全性を点検する者は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示若しくは設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）又は第二十五条第二項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

第十八条第四項を削る。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（点検の基準等）
第二十条の三 条例第二十三条第一項本文の点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、三年を超えない期間ごとに目視、打診等により行うものとする。

2 前項の規定により点検を完了した者は、知事が交付する点検済標識（別記様式第十八号の二）を速やかに当該広告物等に貼付し、点検が完了していることを表示するものとする。ただし、壁面広告物等で板面に直接貼付することが困難なものについては、事業所に第五項に定める屋外広告物安全点検報告書と同等のものを点検後三年間備えることをもってこれに代える。

3 条例第二十三条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 条例第三十三条第一項の規定による講習会（第二十八条から第三十条までにおいて「講習会」という。）の課程を修了した者又は条例第三十四条第一項第三号に掲げる者

二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士

三 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士

四 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

五 屋外広告物の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者

六 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づく職業訓練指導員

免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係るもの

4 条例第二十三条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

一 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、アドバルーン、壁面に直接塗装されたものその他これらに類する軽易な広告物

二 法令の規定により条例第二十三条第一項本文の点検と同程度以上の点検を実施することとされているもの

三 その他点検の必要がないと知事が認めるもの

5 条例第二十三条第二項に規定する報告は、屋外広告物安全点検報告書（別記様式第十八号の三）を知事に提出して行うものとする。

第二十一条中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

第二十五条第二項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二号）」を削り、同項第二号中「（昭和三十五年法律第百三十九号）」を削る。

第二十六条第一項中「法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者」を「屋外広告士」に改める。

第二十八条第一項中「条例第三十三条第一項の規定による」及び「（以下「講習会」という。）」を削り、同条第四項第三号中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同項第四号中「（昭和四十四年法律第六十四号）」を削る。

別記様式第十七号を次のように改める。

別記様式第十八号の次に次の二様式を加える。

別記様式第十八号の次に次の二様式を加える。

別記様式第18号の2（第20条の3関係）

点 検 済 標 識	
点検日	
点検者	
連絡先	

群馬県

3. 5
メ
ー
ト
ル セ
ン
チ

7センチメートル

別記様式第18号の3（規格A4）（第20条の3関係）

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

群馬県 土木事務所長 あて

報告者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	屋上看板 ・ 壁面看板 ・ 突出看板 ・ 建植看板 ・ その他			
設 置 場 所				
点 検 年 月 日	年 月 日			
点検者	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	資 格 名 称			
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無		改 善 の 概 要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品）の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

注1 複数の広告物等を表示する場合は、広告物1基ごとに作成すること。

2 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第21号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（2-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名2F-NENDCK、2F-2OXO-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine）及びその塩類
- (2) 2-〔（4-メトキシフェニル）メチル〕-5-ニトロ-1-〔2-（ピロリジン-1-イル）エチル〕-1H-ベンゾ[d]イミダゾール（通称名Metonitazepyrone、N-Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類
- (3) （8R）-6-アリル-1-（シクロプロパンカルボニル）-N,N-ジエチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1cP-AL-LAD）及びその塩類
- (4) （8R）-1-（シクロプロパンカルボニル）-N-メチル-N-（プロパン-2-イル）-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1cP-MiPLA、1cP-MiPLA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年1月25日

◎群馬県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 桐生市黒保根町下田沢字原ノ道下2470の1、2472の1、みどり市大間々町塩原797、806、807、1822から1824まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桐生市黒保根町下田沢字原ノ道下2472の1（次の図に示す部分に限る。）、みどり市大間々町塩原797、806、807、1823

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第7号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

1 処分をした年月日 令和7年1月16日

2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
川南鋼機株式会社	群馬県前橋市青柳町6 1 1 番地 7	代表取締役 粕川知洋	群馬県知事許可（般－5） 第2 1 9 2 6 号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項第7号の規定による建設業許可の取消処分

(1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般－5）第2 1 9 2 6 号

(2) 取消処分の対象となる建設業 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業

4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第204条の規定により罰金30万円の略式命令を受け、令和3年9月30日にその刑が確定しているにもかかわらず、令和5年5月25日付けで提出した建設業許可申請書に、申請者及び申請者の役員等が建設業法第8条各号に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約する旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した常勤役員等の略歴書を添付し、もって不正の手段により、同年6月23日付けで同法第3条第1項の許可を受けた。このことは、同法第29条第1項第7号に該当する。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	群馬県安中市安中二丁目字長龍3343-17の一部、3343-34、	延長 43.76 幅員 17.82 ～ 26.04	群馬県指令高土第886-2号 令和6年12月27日

		3343-35、334 3-43、3343-4 6	
--	--	---------------------------------	--

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字漆原字上新田75-4	延長 45.45 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-16号 令和6年12月6日
2	同	北群馬郡吉岡町大字北下字麻草原576-6	延長 34.90 幅員 5.01 (4.86) ～5.09 (4.94)	群馬県指令前土第304-17号 令和6年12月27日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の2第1項の指定確認検査機関（以下「機関」という。）について、法第77条の34第1項の規定により、確認検査の業務の一部を休止する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年1月24日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 確認検査の業務の一部を休止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名 公益財団法人群馬県建設技術センター 群馬県前橋市大渡町一丁目10番地の7 理事長 岩下 勝則
- 2 確認検査の業務の一部を休止の期間 令和7年2月15日から同年3月31日まで
- 3 確認検査の業務の一部を休止の内容

一 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号に掲げる建築確認の業務のうち法第6条の2第1項の規定による建築確認の業務

二 機関省令第15条第2号に掲げる建築物の検査の業務のうち法第7条の2第1項の規定による完了検査の引受けの業務及び法第7条の4第1項の規定による中間検査の引受けの業務

三 機関省令第15条第13号に掲げる工作物の建築確認の業務のうち法第88条第1項の規定により準用する法第6条の2第1項の規定による建築確認の業務

四 機関省令第15条第14号に掲げる工作物の検査の業務のうち法第88条第1項の規定により準用する法第7条の2第1項の規定による完了検査の引受けの業務及び法第88条第1項の規定により準用する法第7条の

4第1項の規定による中間検査の引受けの業務

■ 警察本部告示

◎群馬県警察本部告示第1号

群馬県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する細則（令和3年群馬県警察本部告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月24日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

第5条中「（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレスごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置」を「に次に掲げる方法のいずれかを用いて接続することにより行うもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) インターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレスごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いる方法
 - (2) 申請等を行う者ごとにあらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いる方法
- 別表中9の項を10の項とし、1の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条
-------------------------------	---

附 則

この告示は、令和7年1月27日から施行する。

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年1月24日

群馬県警察本部長 重 永 達 矢

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局（航空機局）の定期検査更新整備の追加整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年12月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 随意契約に係る契約金額 35,970,000円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
